

先物・オプション取引における新規又は転売若しくは買戻しの指示方法の見直し等に伴う
国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例等の
一部改正について

平成18年12月15日
株式会社東京証券取引所

当取引所は、国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例等を一部改正し、平成18年12月31日から施行します（詳細は、規則改正新旧対照表を御覧ください。）

今回の改正は、投資手法の多様化・複雑化等を背景に、顧客及び取引参加者から、新規・決済の別の指示方法について柔軟な対応を求められていることを踏まえ、あらかじめ顧客と取引参加者の間で合意があれば委託の都度の指示を不要とするものです。

なお、併せて、株券オプションの上場廃止基準に対象株券のマザーズへの上場市場の変更を加える等、所要の改正を行います。

改正概要

1. 新規・決済の別の指示方法

(1) 事前の同意に基づく新規・決済の別の事前の指定

- 顧客があらかじめ指定した方法により先物・オプション取引の新規・決済の別を取り扱うことについて、取引参加者が事前に同意している場合には、当該顧客による、委託の都度の新規・決済の別の指示を不要とします。

・ 国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第47条第2項等

(2) 事前の合意に基づく新規・決済の別の委託後の指示

- 顧客と取引参加者の間で事前に合意がある場合には、当該顧客は、当日の当該取引参加者が指定する時限までに、新規・決済の別の指示を行うことができるものとします。この場合において、当該時限までに顧客から取引参加者に対して新規・決済の別の指示がなされなかった場合には、取引参加者は、新規の指示があったものとみなして取り扱うこととします。

・ 国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第47条第3項等

2. 株券オプションの上場廃止基準

- 株券オプションの対象株券について、当取引所がマザーズへの上場市場の変更を行う場合には、当該対象株券に係る株券オプションを上場廃止することとします。

・ 株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第43条等

3. その他

- ・ 株券オプションの対象株券に株式無償割当てが行われた場合における当該対象株券に係る株券オプション取引の建玉制限数量の決定において、株式分割と同様に取り扱うこととするなど、所要の改正を行います。
- ・ 株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第4.4条等

施行日

平成18年12月31日から施行します（規則改正新旧対照表の付則において、「平成18年12月31日までの当取引所が定める日」とあるのは、平成18年12月31日とします。）。

以上